国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第85回理事会(EB#85)概要報告

2015年 7月 25日 経済産業研究所·東京大学 戒能 kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2015年 7月19日 (日) (予算委), 7月20日(月) - 7月24日 (金) (本会議)

場 所 ドイツ・ボン・UNFCCC本部会議場

一四击 M

主要結果

1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成

	止埋事 Member		代埋埋事 Alternate	
アジア ASIA	Tariq M. I.	(パキスタン)	Oh D.	(大韓民国)
中南米 LACRB	Edualdo C.	(ペルー:副議長)	Arthur R.	(バハマ)
アフリカ AFR	Balishi G.	(ボツワナ) ´	Joseph A.	(カメルーン)
島嶼国 SIDs	Hugh S.	(グラナダ)	Amjad A. B.	(モルジブ)
(途上国)	Washington.2	Z (ジンバブエ)	(空席)*	
Non-Án.1	Miguez J. D	(ブラジル) ´	Duan M.	(中華人民共和国)
移行国 EIT	Natalia K.	(ウクライナ)	Diana H.	(アルメニア)
西欧 WEOG	Martin E.	(スイス)	Olivier K.	(EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W.	(EU/ドイツ)	Piotr D.	(EU/ポーランド)
`Annex-1	Lambert S.	(EU/独:議 [*] 長)	戒能 一成	(日本)

- 斜体は欠席、*1 Non-Annex-1 の Alternate 1名 は 暫定的に空席。

2. 運営管理 (議題2.1~)

- 2-1. CER任意償却WEBサイト創設 (会議前Annex-1, 会議録para5参照) 注 目
 - 1) 背景 2015年MAP事業, CER需要拡大のため誰でも有償で任意償却が可能な WEBサイトを創設、"Online Platform Volutarry Cancellation of CER" と命名。
 - 2) 結果 2015年 9月運用開始。
 - 3) 議論 キャンペーン名を "Cancel Climate Change Now!" と決定。
 - UNFCCC WEBサイトから、クレジットカード払で簡単に CER任意償却が可能。
- 2-2. 資金機関向け CDM事業DB整備 (会議前Annex-2, 会議録para6, 会議後Annex-1参照)
 - 1) 背景 2015年MAP事業, GCFなど各種気候変動関係資金機関への便宜拡大とCER需要拡大のため, CDM事業に関する簡易DBを開発・情報提供開始。
 - 2) 結果 DB整備開始を承認。
 - 3) 議論 当初はかなり広範に情報収集を行うことを予定したが、管理責任上の問題などから収集対象を厳選した上で可決。
- 2-3. DOE運営情報報告の改善·簡素化

(会議録para11, 会議後Annex-24参照)

- 1) 背景 第二約束期間に入り DOEの認証業務が激減したため、4ヶ月毎の各運営状況監視期間について「速報」「確報」「補正報」と 3ヶ月毎に 3回報告を提出する必然性が殆どなくなったため、「確報」のみとする簡素化案を討議。
- 2) 結果 登録・発行等に閾値を定め、当該閾値を下回る限り「確報」のみとする旨決定。
- 3) 議論 当初案は恒久的簡素化提案であったが、「確報」のみとする簡素化報告案を適用する閾値を定める(= 登録・発行数が閾値を超えたら元に戻す)ことで決着。
- 2-4. DOE関連各種手数料の軽減・助成問題

(会議録Annex-12,会議後para64参照)

1) 背景 - 第二約束期間に入り DOEの認証業務が激減し任意脱退が相次いでいるため、 現行の認証関係手数料の妥当性について再考するよう事務局に指示。

- 2) 結果 認証手数料を「実費」から「軽減・助成」とする案を再検討するよう事務局に指示。
- 3) 議論 当初案では収入水準を維持したまま定額制・固定料金制とする案が呈示されたが 効果に乏しいと判明したため、収入水準を軽減し実質助成とする案を討論。
 - 軽減・助成の妥当性については賛成・反対が錯綜したため、中立的見地からその 費用対効果、政策的意義などを整理・再検討して提案するよう事務局に指示。
- 2-5. パネル・WGなどの人事改選

(会議録para15-21参照)

- 1) 背景 定例の人事改選。
- 2) 結果 能力評価・地域配分などを考慮して討議。会議録のとおり改選。
- 3) 議論 能力評価のあり方、現役と新規候補の評価の公平性、潜在的人材発掘体制の整備などについても議論有、来年度に向けて事務局で改善案を準備するよう指示。
- 5) 注記 MPの山口氏、RITの飯岡氏はいずれも改選。(引続き宜しくお願い致します。)
- 3. 個別案件 (議題3.1~) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)
 - 3-1. DOE信認 Accreditation
 - 2) 結果 (業務監査結果) 2件とも問題なく了承。 (会議録para27 Re-con, -28 DNV)
 - 3-2. 登録 Registration
 - 1) 背景 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
 - 2) 結果 事務局·調査チーム(RIT)の見解が異なる 1登録後更新(PRC)を拒絶。 ・#9376 KTN 風力発電 (インド) 拒絶 Earthood
 - 3-3. 発行 Issuance
 - 1) 背景 (登録と同じ)
 - 2) 結果 1発行案件を拒絶。
 - ·#0079 KYS 家庭熱利用機器更新事業 (南ア) 拒絶 TUV-Nord
 - 3-4. 同一DOEによる VVS Validation & Veriification by same DOE
 - 1) 背景 同一DOEによる VVS は事前に理事会の許可要。
 - 2) 結果 1申請案件を拒絶。(KBS)
 - 5) 注記 基本的に同一DOEによるVVSは 4規範(費用,他DOE利用可能性など)で判断されるが、LDC以外の事業では他のDOEが利用可能で単に費用節減だけが理由である場合、却下される可能性が非常に高いので注意ありたい。
- 4. 制度改正(1) / 事業基準他 (議題4.1)
 - 4-1. 追加性証明の見直し案

(会議前Annex-06, 会議録para37,38参照)

- 1) 背景 MAP2015事業, 追加性証明手法の整合化·簡素化を指向。
- 2) 結果 以下の点を踏まえて事務局にて再検討。

(原案に対する意見)

- ・ 追加性証明複合ツールの適用拡大,動的ベースラインの適用拡大
- ・CER以外に収入がなく規制されていないなど自動追加性の適用可能性拡大
- ・標準化手法/個別手法の適用規範検討
- ・ベンチマーク型追加性証明時の普遍技術基準適用除外

(追加的検討意見)

・確率的追加性証明手法の導入検討,投資分析の感度分析範囲の見直し

- ・非追加性型事業リストの検討, FOIKの見直し, 事業更新時の要件見直し
- ・ 事前検討条件の見直し
- 3) 議論 どの論点も過去の理事会で時間を掛けて再三議論されてきた案件であるが、今次作業においては「例外」を設けることなく全面見直しを行うことで合意。
- 4-2. 標準化ベースラインの適用方法論の基準策定 (会議前Annex-07, 会議録para39参照)
 - 1) 背景 MAP2015事業。標準化ベースライン適用拡大のため 2類型の事業で検討実施。
 - 2) 結果 高効率家庭用冷蔵庫, 高効率建築物の 2事例について検討開始を承認。
- 4-3. 標準化ベースライン技術データベース策定 (会議前Annex-08, 会議録para40,41参照)
 - 1) 背景 MAP2015事業。標準化データベースの策定基礎となるデータ収集を支援。
 - 2) 結果 コロンビアの煉瓦事業など 3技術 6ヶ国での事業開始を承認。
 - 3) 議論 既存のデータベース·文献の引用では意味がないため、付加価値のある方法で集計処理すること、標準化ベースラインの支援に必要な範囲で関連情報も収集することを決定。
- 4-4. PoAへの零細事業規模基準の適用

(会議前Annex-09, 会議録para42参照)

- 1) 背景 CMPからの再三の依頼事項。PoA(集合事業)においては、集計した事業規模毎ではなく個々の傘下事業(CPA)毎に零細事業規模基準を適用することを検討。
- 2) 結果 個々の傘下事業(CPA)単位で零細事業規模を適用すること(Option1) 及び 新規に当該問題を念頭において方法論を開発すること(Option3)を可とした。
- 3) 議論 Option3のみに限定すべきとの意見があったが、CMPなどからの検討指示に基づき、並行して更なる評価を行うことを要件に Option1 も可となった。
- 4-5. CDM利用拡大; Biofuel方法論の見直し (会議前Annex-10, 会議録para44,45参照)
 - 1) 背景 MAP2015事業。Biofuel関連の方法論 7本の事業か実績が好ましくないため、 適用拡大方策を検討。
 - 2) 結果 以下の論点を踏まえ事務局にて再検討を指示。
 - ・運輸部門以外への適用拡大可能性, Bio-Methanol, Biogas等への適用拡大
 - ・間接(土地利用)排出についての定義検討, 法的妥当性検討
 - 3) 議論 元々の理事会の問題意識は上述のとおり「利用拡大」であったが、事務局から提出された資料では「二重計上問題」「間接(土地利用)排出問題」など、主にEUで検討されている消極的問題点のみを再提起したものであったため議論は紛糾。
 - そもそも間接(土地利用)排出基準の設定自体の妥当性などにつき異論が集中したため、事務局に再検討を指示。
- 4-6. A/R(植林·再植林)関連事業拡大検討

(会議録para58参照)

- 1) 背景 CMP依頼事項。A/R事業の対象に再耕作(Re-vegetation)を加えることを検討。
- 2) 結果 A/R-WG に、適用規範(Eligibility Criteria)の内容を再検討することを指示。
- 3) 議論 原案では再耕作(Re-vegitaiton)は規範を整備すれば可、という簡単な検討結果 を CMPに回答するというものであったが、それでは検討の内容・意義に乏しく 実運用時に困るとして異論続出。(例: 麻薬植物の再耕作, 公園・街路樹の適否)
 - 具体的な適用規範の内容(土地適格性・植物品種適格性・用途適格性など)について再検討すべきとの意見が多勢を占め、再検討へ。
- 4-7. 今次理事会改訂承認方法論

(会議録関連para(4.1各para)参照)

(大規模方法論)

AM0031, AM0089, AM001, AM0101, ACM0016. 追加性証明ツール, 投資分析ツール

5) 注記 - AM0031(BRT)など運輸関連方法論については、ベンチマーク方式を投資分析 と併用化とし、前回理事会議論を踏まえ BRTでは 30 → 50gCO2/PkM と基 準を緩和するなど、現実的な改訂に「修正」が為されている。

(小規模方法論)

AMS-IIG, AMS-IIIAV, AMS-IIIAG, AMS-IIIAH, AMS-IIIZ, AMS-IIIO, AMSIIIU (植林·再植林方法論)

AR-AMS0007, 樹木·灌木による炭素蓄積推計ツール, 枯木·落葉の炭素蓄積推計ツール

5. 制度改正(2) / 手続論他 (議題4.2)

- 5-1. DOE信任分野分類-方法論再整理「紐付け」の不備問題 (会議録para48参照)
 - 1) 背景 昨年の現行信任基準(AS ver.6.0)導入時に DOE信任分野分類(Sectral Scope) と各方法論の「紐付け」が修正される予定であったが、作業が遅延したため一部 DOEから「認証作業不能」との問題提起有。
 - 2) 結果 今回理事会で暫定的に問題提起があった 2方法論(AMS-IID, -IIID)の「紐付け」 を訂正、次回理事会で他の分を含め至急全面訂正することを了承。
 - 理事会・事務局の作業監理上の問題であり、関連各方面に不備を陳謝する旨決定。

6. 政策論 (議題4.3)

6-1. CER発行の任意辞退の可能性

(会議録para66参照)

- 1) 背景 外部からの照会。CDM事業では監視期間(Monitoring Period)は連続していなければならないが、監視期間が連続しているという前提の下で、任意の監視期間における発行を一部辞退したり、一部を発行認証(Verification)の対象から除外できるか否かという問題が提起された。
- 2) 結果 Marrakesh Accord(Decision 3/CMP1)の規程にかんがみ、連続する監視期間内での発行の一部辞退や発行認証からの除外は認められない旨決定。
- 3) 議論 背景としては、発行認証(Verification)費用すら賄えなくなった事業が出てきたものと思慮。上記の場合、市況が回復する迄の期間、監視期間を継続させ区切らないことによって実質的に問題解決が可能と思われる。

次回理事会(EB#86) 2015年 10月12日(月)~ 10月17日(土), ドイツ·ボンにて開催予定 次々回 (EB#87) 11月22日(日)~ 11月27日(金), フランス・パリにて開催予定